

# 足利市再生可能エネルギー発電設備 設置に係る許可等審査基準



令和4年4月

足利市都市建設部

都市政策課

# 目 次

## 足利市再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可等審査基準

第1章 総則	
第1条 趣旨	1
第2条 定義	1
第3条 適用範囲	1
第2章 一般基準	
第4条 関係法令等の遵守及び関係部署との調整	1
第5条 (削除)	
第5条の2 事業の一体性	1
第6条 (削除)	
第7条 指導	1
第8条 駐車場施設	1
第9条 道路交通対策	1
第10条 境界	2
第11条 (削除)	
第11条の2 説明会	2
第12条 設置事業者の責務	2
第13条 協定の締結	2
第3章 技術基準	
第14条 調整池等の設置	2
第15条 浸透施設の設置	3
第16条 水路	3
第17条 排水施設	3
第18条 擁壁	4
第19条 緩衝帯	4
第4章 許可に係る手続	
第20条 変更手続	4
第21条 中間検査	4
第22条 工事写真の提出	5
別図第1	6
別図第2	6
別紙	7
工事写真撮影要領	8

## 足利市再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可等審査基準

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 足利市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成29年足利市条例第11号。以下「条例」という。）に基づく再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可等の審査については、条例及び足利市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（平成29年足利市規則第4号）で定めるところによるほか、この基準で定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この基準において使用する用語は、条例で定めるところによる。

#### (適用範囲)

第3条 この基準は、条例に規定された設置事業その他市長が必要と認めるものについて適用する。

2 設置事業の許可及び届出（以下「許可等」という。）が不要とされる設置事業についても、許可等に準じてこの基準を遵守するよう指導を受けるものとする。

### 第2章 一般基準

#### (関係法令等の遵守及び関係部署との調整)

第4条 設置事業の実施に当たっては、関係法令等の規定を遵守し、関係部署と必要な調整を行うものとする。

#### 第5条 削除

##### (事業の一体性)

第5条の2 設置事業者は、条例第16条に規定する許可の申請をしようとするときは、固定価格買取制度に係る経済産業大臣の認定ごとに申請しなければならない。ただし、次のいずれの要件にも該当するときは、この限りでない。

- (1) 設置事業者が同一であること。
- (2) 事業区域が隣接し、又は近接していること。
- (3) 設置工事の工事施行者が同一であること。
- (4) 設置後の維持管理が一体的に行われること。

#### 第6条 削除

##### (指導)

第7条 条例第11条第1項の規定による事業については、自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成を図るため、条例第17条に規定する許可の基準を遵守するよう指導するものとする。

##### (駐車場施設)

第8条 設置事業者は、点検、補修、清掃等の維持管理を行う上で必要となる駐車場用地を事業区域内に確保し、整備するよう努めなければならない。

##### (道路交通対策)

第9条 設置事業者は、工事施行に伴い土砂、重機等の運搬を行うときは、歩行者、通行

車両、周辺建築物等の安全確保及び道路汚損防止を図るため、交通管理者、道路管理者及び関係者と事前に協議しなければならない。

(境界)

第10条 設置事業者は、事業区域に隣接する土地所有者及び公共用財産の管理者と事前に境界を確認し、境界を明確にしなければならない。

第11条 削除

(説明会)

第11条の2 条例第15条第1項に規定する説明会は、再生可能エネルギー発電設備設置事業の地元説明会に関する指導要綱(平成29年7月21日施行)の規定に基づいて行い、説明資料は、近隣住民等が十分に理解できるものを作成するよう努めなければならない。

(設置事業者の責務)

第12条 設置事業者は、近隣住民等の健康を保護し、生活環境等を保全するために必要な関係法令等を遵守し、公害等の発生を未然に防止する措置を講じなければならない。

2 設置事業者は、設置事業により近隣住民等との間に紛争が生ずることのないように努めるとともに、紛争が生じたときは、設置事業者の責任において誠意をもって解決しなければならない。

(協定の締結)

第13条 市長は、設置事業の実施に当たり特に必要と認められるときは、設置事業者に対し、公害防止、災害防止等の必要な事項について、近隣住民、該当自治会等と協定を締結するよう求めることができる。

### 第3章 技術基準

(調整池等の設置)

第14条 雨水を事業区域外に排出するに当たって、放流先の排水能力、周辺地域への影響等を勘案して必要と認められるときは、事業区域内において一時雨水を貯留する調整池等を設置しなければならない。なお、調整池等の構造は、別図第1を標準とする。

2 調整池等に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) フィルダム及び掘込式 大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)(昭和62年日本河川協会策定)によること。
- (2) コンクリートダム 建設省河川砂防技術基準(案)(平成9年日本河川協会策定)によること。
- (3) 浸透施設等 下水道雨水調整池技術基準(案)(昭和59年日本下水道協会策定)、防災調節池技術基準(案)(昭和62年日本河川協会策定)、防災調節池の多目的利用指針(案)(昭和62年日本河川協会策定)、宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説(平成10年日本宅地開発協会策定)、雨水浸透施設技術指針(案)(平成18年雨水貯留浸透技術協会策定)、流域貯留施設等技術指針(案)(平成19年雨水貯留浸透技術協会策定)、下水道施設計画・設計指針と解説(平成21年日本下水道協会策定)、下水道施設の耐震対策指針と解説(平成26年日本下水道協会策定)及び揚排水ポンプ設備技術基準・同解説(平成27年河川ポンプ施設技術協会策定)

定)によること。

3 調整池等の容量は、事業区域の規模に応じた確率降雨強度式により算定するものとする。

(浸透施設の設置)

第15条 事業区域の面積が1ヘクタール未満の設置事業で、事業区域の周辺の状態及び河川、水路等の配置状況により排水管渠を公共水域に接続することが困難と認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、雨水を浸透施設により事業区域内において処理することができる。なお、浸透施設の構造は、別図第2を標準とする。

2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) 設置箇所は、土壤汚染地域又は土砂災害特別警戒区域でないこと。
- (2) 雨水を浸透させることによって法面、擁壁等の安全性が損なわれないこと。
- (3) 雨水浸透施設の計画地点において土質調査を実施し、その結果により設計を行うこと。ただし、事業区域内の土質が同一であると想定される場合は、事業区域の面積が0.5ヘクタール未満のときは1箇所以上、0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは3箇所以上の調査結果を基に設計することも可とする。
- (4) 浸透面は、土質調査等による地下水位から0.5メートル以上上位に位置すること。
- (5) 浸透施設の設計に当たっては、流出係数を0.9とし、適切な安全率を用いること。
- (6) 浸透施設の容量は、5年確率降雨強度式により算定すること。
- (7) 碎石空隙貯留浸透施設の場合は、原則として土被りを0.3メートル以上確保すること。また、プラスチック製空隙貯留浸透施設等の2次製品空隙貯留浸透施設の場合は、その製品の必要最低土被り以上を確保すること。
- (8) 浸透施設の設置位置は、浸透部において隣地境界から2メートル以上、官地境界から1メートル以上の距離を確保すること。
- (9) 浸透池（オンサイト）とする場合は、周辺部に小堤を設置すること。小堤の構造は天端幅を0.3メートル以上、高さを0.3メートル以上とし、法面勾配は1:2を標準とする。また、貯留限界水深は、0.1メートルとする。ただし、利用上及び安全上必要な措置が講ぜられれば、最大で0.3メートルまでとすることができる。

(水路)

第16条 設置事業における水路の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 新設する水路の構造は、次のいずれの要件にも該当すること。
  - ア 形状等により必要と認められる箇所については、U型水路にて整備すること。
  - イ 必要な管理幅を設けること。
- (2) 事業区域に接する水路は、次のいずれの要件にも該当すること。
  - ア 形状等により必要と認められる箇所については、U型水路にて整備すること。
  - イ 転落のおそれがある箇所には、防護柵等を設置すること。

(排水施設)

第17条 設置事業における排水施設の基準は、次に定めるところによる。

(1) 計画

事業区域内の排水施設（排水管渠、マンホール、開渠及びますをいう。以下同じ。）の計画は、事業区域周辺の状況、事業区域の規模、形状、降水量等を勘案して定め、県

又は市が周辺の状況を考慮して排水施設を一体的に整備する必要があると認めるときは、これに適合させること。

## (2) 設計及び構造

ア 計画雨水量及び計画汚水量の算定並びに排水施設の設計は、下水道施設計画・設計指針と解説及び下水道施設の耐震対策指針と解説に従って行うこと。

イ 下水道未整備区域の雨水の放流については、直接放流先の管理者の許可等を得ること。

ウ 敷地内の雨水排水処理施設を公共施設（下水道施設を除く。）に接続するときは、ますを設置すること。

### (擁壁)

第18条 設置事業によって崖が生じるときは、事業区域及び近隣住民等の安全を確保するために、宅地防災マニュアル（平成13年5月24日付け国総民発第7号）に基づき、擁壁を設けなければならない。

2 事業区域内に擁壁を設置するときは、十分な根入れの深さを確保しなければならない。

3 擁壁の根入れとなる部分は、コンクリートで施工しなければならない。

### (緩衝帯)

第19条 緩衝帯に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

(1) 緩衝帯には、原則として中高木の常緑樹を植栽すること。

(2) 植栽は、適切な間隔及び配置であること。

(3) 緩衝帯は、境界杭の打設等によりその区域を明確にすること。

2 事業区域内の周辺部に残置森林、造成森林等があるときは、当該森林等を緩衝帯の幅員として換算することができる。

## 第4章 許可に係る手続

### (変更手続)

第20条 条例第18条第1項に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業区域が保全地区から外れたとき

(2) 工事の着手又は完了の予定時期の変更

(3) 工事施行者の変更

(4) 測量による地積の変更（地積の増加を含む。）

(5) 発電施設又は変電施設の変更（出力が1割未満の増減に限る。）

(6) 付帯設備の製品等の変更であって、安全上支障のないもの

(7) 景観に特に配慮すべき区域以外における景観に係る計画の変更

(8) 景観又は安全に関する軽微な計画の変更であって、より景観に配慮し、又はより安全となるように変更されることが明らかであるもの

2 許可事業者は、前項に規定する変更をしようとするときは、設置事業変更届（別紙）に変更の内容が確認できる図書を添えて市長に届け出なければならない。

### (中間検査)

第21条 設置事業者は、擁壁の設置、造成、調整池の設置、雨水浸透施設の設置等の工

程において、完了検査時に目視確認ができない部分は、市職員立会いの下で中間検査を受けなければならない。

(工事写真の提出)

第22条 事業区域の工事写真は、擁壁、造成、調整池、雨水浸透施設等の工事着手から完了までを工事写真撮影要領に基づいて撮影し、設置事業完了届とともに写真綴りとして提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

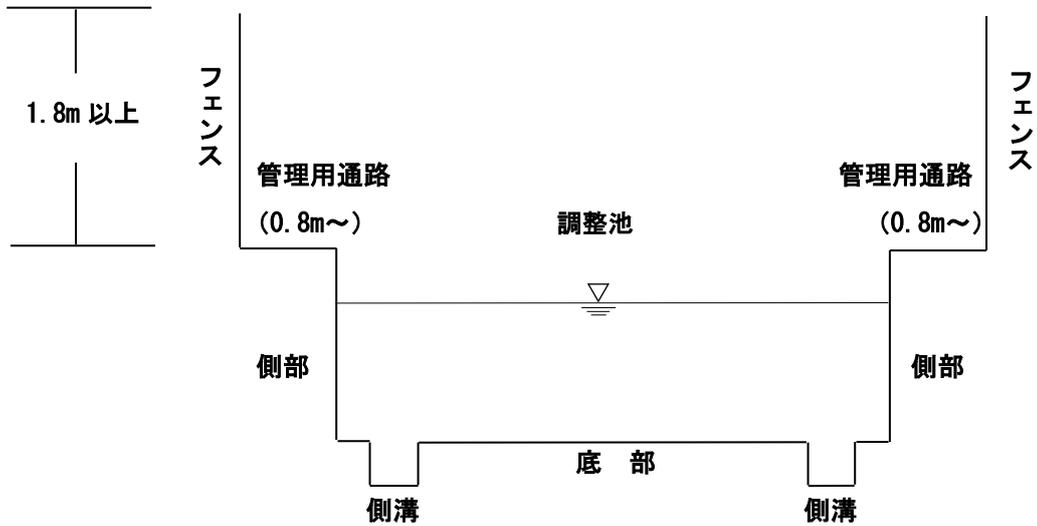
この基準は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

別図第 1 (第 14 条関係)

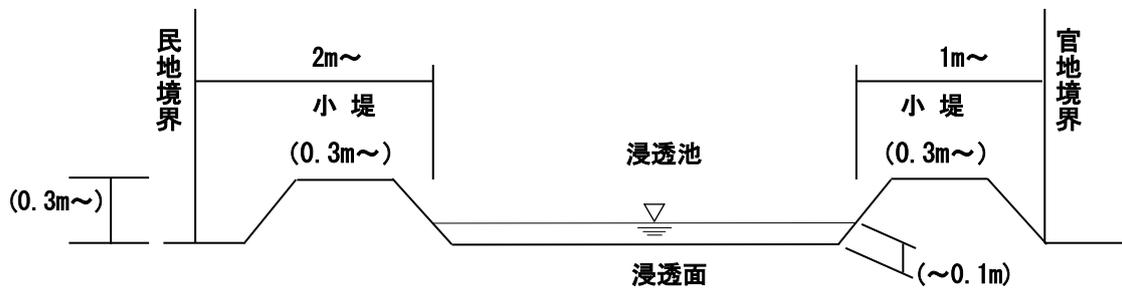
【調整池標準図】



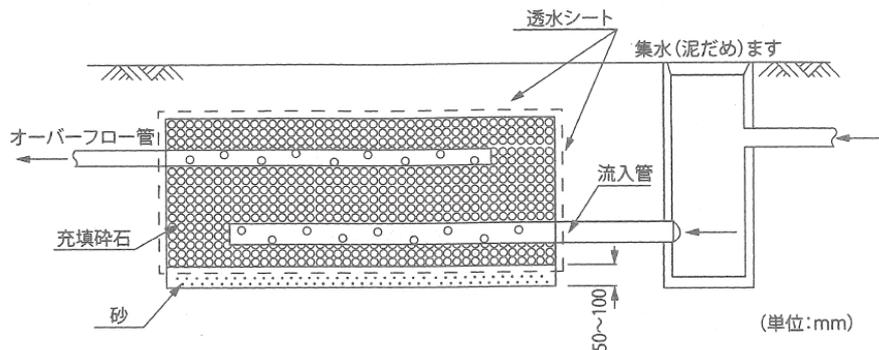
別図第 2 (第 15 条関係)

【浸透施設標準図】

①浸透池 (オンサイト)



②空隙貯留浸透施設



(出典：流域貯留施設等技術指針 (案))

別紙（第20条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者の氏名）  
電話番号

設置事業変更届出書

足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第16条の許可を受けた再生可能エネルギー発電設備設置事業に関し、同条例第18条第1項に規定する軽微な変更を行うことについて、変更内容が分かる関係図書を添えて届け出ます。

指令番号	足利市指令都都第		号
事業区域	所在	足利市	
	面積	公簿	m <sup>2</sup>
		実測	m <sup>2</sup>
変更事項			
変更理由			

## 工事写真撮影要領（第22条関係）

事業区域の工事写真は、側溝、擁壁、造成、調整池、雨水浸透施設等の工事着手から完了までを当該要領に基づいて撮影し、事業完了届とともに写真綴りとして提出するものとする。

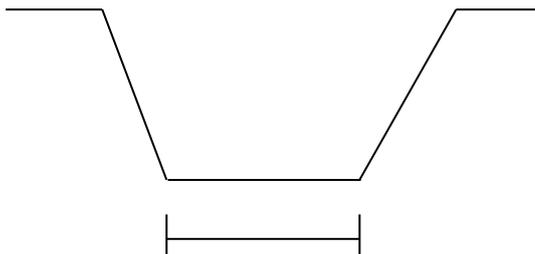
- 1 写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。工事写真綴りは、4切判のフリーアルバム又はA4判の台紙とし、1部を事業完了届と併せて提出すること。
- 2 工事写真は、撮影年月日、工事名、工種名、施工場所及び必要数値を表示したものをに入れて撮影すること。
- 3 構造物等の寸法測定写真は、全て箱尺等の測定器具を当て、構造物等の寸法を明確に読み取ることができるようにするとともに、断片的な撮影でなくできる限り広範囲の撮影をすること。
- 4 写真撮影箇所は、次のとおりとする。
  - (1) 施工区域の全景写真（着手前及び完了時）
  - (2) 構造物等の状況
  - (3) 石積工、ブロック積工、擁壁工（裏込コンクリートを含む。）及び透水層（裏込栗石又は岩）については、基礎から高さ1.5メートル増すごとに状況を撮影すること。
  - (4) 鉄筋コンクリート擁壁については、底版、控壁その他断面計算を行った箇所について撮影すること。
  - (5) 水抜き穴の設置
  - (6) 横断暗渠等埋設構造物の状況
  - (7) 側溝蓋の現場打ちの状況
  - (8) 舗装工については、下層・上層路盤工、表層工の寸法及び転圧の状況
  - (9) 排水工及び基礎工から構造物設置までの状況
  - (10) 宅地造成の状況
  - (11) 調整池の準備工から完成までの状況
  - (12) 雨水浸透施設の掘削工から完成までの状況
  - (13) その他必要なもの
- 5 写真撮影位置は、構造物等の施工開始から完成まで同一箇所で行うこと。
- 6 施工計画の工程に応じて撮影する工事写真の種類と撮影時期を定め、工事完了後では構造物等が申請図書のとおり施工されていることについて確認することが困難な工事部分等については、特に写真の撮り忘れのないように注意すること。

7 写真撮影例  
 <石積工>

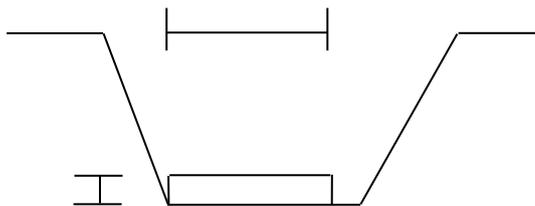
①



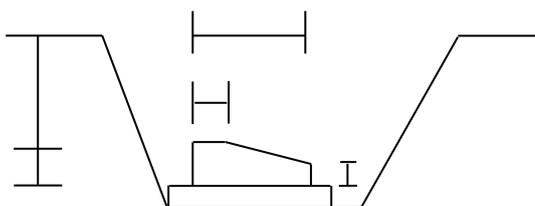
②



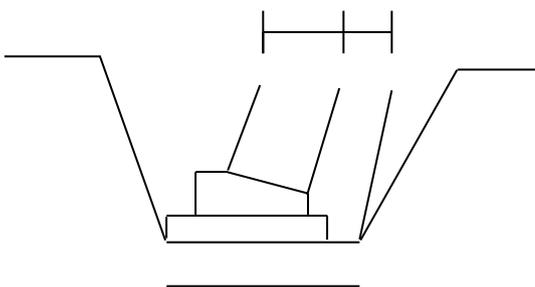
③



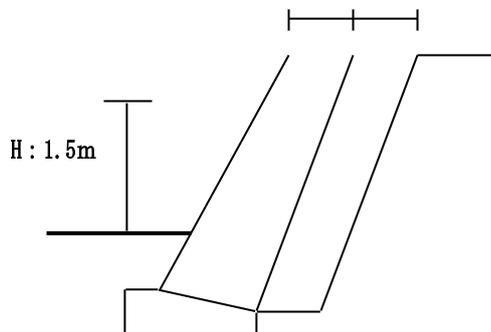
④



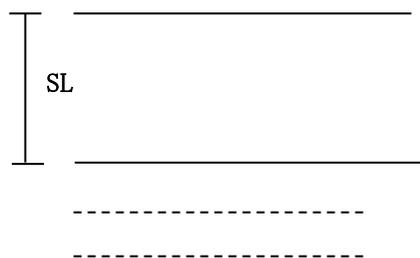
⑤



⑥ GLよりH:1.5mごとに擁壁  
 裏込め礫の厚さを写す



⑦



※平面図に写真撮影箇所を示すこと。